

昭和四十四年法律第六十四号

職業能力開発促進法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 職業能力開発促進法
第二章 職業能力開発計画（第五条—第七条）	第三章 職業能力開発促進の措置（第八条—第十四条）
第一節 職業能力開発の促進	第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置（第十四条の二—第十五条）
事業主等の行う職業能力開発促進の措置（第八条—第十四条）	第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等（第十五条の七—第二十三条）
事業主等の行う職業訓練の認定等（第十四条—第二十六条の二）	第四節 事業主等の行う職業訓練の認定等（第十四条—第二十六条の二）
第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六条の三—第二十六条の七）	第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六条の三—第二十六条の七）
第六節 職業能力開発総合大学校（第二十七条）	第六節 職業訓練指導員等（第二十七条の二）
第七節 職業訓練法人（第三十一条—第四十三条）	第七節 職業訓練指導員等（第二十七条の二）
第五章 職業能力検定	第一節 技能検定（第四十四条—第五十条）
第一節 技能�定（第四十四条—第五十条）	第二節 补則（第五十条の二・第五十一条）
第六章 職業能力開発協会	第三章 雑則（第九十一条—第九十九条）
第一節 中央職業能力開発協会（第五十二条）	附則（第九十九条の二—第一百八条）
第二節 都道府県職業能力開発協会（第七十一条—第七十八条）	附則（第一百八条—第一百九条）
第七章 雜則（第九十一条—第九十九条）	第八章 罰則（第一百九条の二—第一百八条）
第一節 第一章 総則（目的）	第二節 第一章 総則（目的）

り、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

この法律において「労働者」とは、事業主に雇用される者（船員職業安定法（昭和二十一年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員を除く。第九十五条第二項において「雇用労働者」という。）及び求職者（同法第六条第一項に規定する船員となる者を除く。以下同じ。）をいう。

この法律において「職業能力」とは、職業に必要な労働者の能力をいう。

この法律において「職業能力検定」とは、職業に必要な労働者の技能及びこれに関する知識についての検定（厚生労働省の所掌に属しないものを除く。）をいう。

この法律において「職業生活設計」とは、労働者が、自らその長期にわたる職業生活における職業に関する目的を定めるとともに、その目的的実現を図るために、その適性、職業経験その他、他の実情に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について自ら計画することをいう。

この法律において「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

（職業能力開発促進の基本理念）

労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に發揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他

の促進による職業生活設計に即して自発的な職業の開発及び向上を図ることを容易にする

ために必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならぬ。

労働者が職業生活設計に即して自発的な職業の開発及び向上を図ることを容易にする

ために必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならぬ。

（職業能力開発促進の基本理念）

より習得された職業に必要な技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うことによつて図られるべきである。また、これとの密接な関連の下に行われなければならない。

職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育との重複を避け、これとの密接な関連の下に行われなければならない。

青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行われなければならない。

青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行われなければならない。

青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めなければならない。

に必要な実務の経験がなされ、並びにこれらに与する知識の適正な評価を行ふことによつて図られるべきである。また、これとの密接な関連の下に行われなければならない。

職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育との重複を避け、これとの密接な関連の下に行われなければならない。

青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めなければならない。

（職業能力開発基本計画）

第二章 職業能力開発計画

（職業能力開発基本計画）

第五条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他の職業訓練の実施等）による職業能力開発基本計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

（職業能力開発基本計画）

（勧告）

第六条 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を的確に実施するため必要があると認めるとき、労働政策審議会の意見を聴いて、関係事務の団体に対し、職業訓練の実施その他関係

労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するための措置の実施に関して必要な勧告をすることができる。

第七条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

都道府県職業能力開発計画においては、おむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

第五条第三項及び第四項の規定は都道府県職業能力開発計画の策定について、前二項の規定は都道府県職業能力開発計画の変更について、前条の規定は都道府県職業能力開発計画の実施について準用する。この場合において、第五条第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県」と、前条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「労働政策審議会」の意見を聴いて」とあるのは「事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で」と読み替えるものとする。

第三章 職業能力開発の促進

第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置

（多様な職業能力開発の機会の確保）
事業主は、その雇用する労働者が多様な職業訓練を受けること等により職業能力の開発及び向上を図ることができるよう、その機会の確保について、次条から第十条の四までに定める措置を通じて、配慮するものとする。

第九条 事業主は、その雇用する労働者に対する職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行

われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

第十一条 事業主は、前条の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずること等により、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

一 他の者の設置する施設により行われる職業に関する教育訓練を受けさせること。

二 自ら若しくは共同して行う職業能力検定又は職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の行う職業能力検定を受けさせること。

三 前項の実習併用職業訓練とは、事業主が、その雇用する労働者の業務の遂行の過程内において行う職業訓練と次のいずれかの職業訓練又は教育訓練とを効果的に組み合わせることにより実施するものであつて、これにより習得された技能及びこれに関する知識についての評価を行うものをいう。

四 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設により行われる職業訓練

二 第二十四条第三項に規定する認定職業訓練

三 前二号に掲げるもののほか、当該事業主以外の者の設置する施設であつて職業能力の開発及び向上について適切と認められるものにより行われる教育訓練

三 厚生労働大臣は、前項に規定する実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るために事業主が講ずべき措置に関する指針を公表するものとする。

第十一条の三 事業主は、前三条の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずることにより、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自發的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

一 労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、情報を提供すること、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の機会を確保すること、職業能力開発促進のための援助を行うこと。

二 労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、情報を提供すること、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の機会を確保すること、職業能力開発促進のための援助を行うこと。

二 労働者が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようすにすること。

三 事業主は、前項の計画を作成したときは、その雇用する労働者に周知させること。

四 事業主は、第九条から前条までに定める措置によるほか、必要に応じ、その雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な措置による援助を行うこと等によりその労働者の職業生活設計に即した自發的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

五 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

六 前項第一号の有給教育訓練休暇とは、職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる有給休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）をいう。

七 第一项第一号の長期教育訓練休暇とは、職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇であつて長期にわたるもの（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるもの及び前項に規定する有給教育訓練休暇として与えられるものを除く。）をいう。

八 第九条から第十条の四までに定める措置に關し、その雇用する労働者に対して行う相談、指導等の業務

九 第九条の四の号において「国等」といいう。により前項第一項の計画の作成及びその実施に関する業務

十 第九条の四の号において「都道府県職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会（以下この号において「国等」といいう。）により前項第一項の計画の作成及び実施に関する助言及び指導その他の援助等が行われる場合にあつては、国等との連絡に関する業務

十一 第十二条の二 事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

十二 第十二条の二 事業主は、前項の規定により労働者の職業生活設計に即した自發的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報の提供による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

十三 第十二条の二 事業主は、前項の規定により労働者の職業生活設計に即した自發的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報の提供による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

（計画的な職業能力開発の促進）

第十二条 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、第九条から第十条の四までに定める措置に関する計画を作成す

るよう努めなければならない。

二 事業主は、前項の計画を作成したときは、その計画の内容をその雇用する労働者に周知させること。

三 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

四 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

五 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

六 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

七 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

八 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

九 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

十 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

十一 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

十二 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

十三 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者（以下「職業能力開発推進者」という。）を選任するよう努めなければならない。

発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財團法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの（以下「事業主等」と総称する。）は、第四節及び第七節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであるとの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。（認定実習併用職業訓練の実施）

第十四条 事業主は、第五節に定めるところにより、当該事業主の行う実習併用職業訓練（第十二条の二第二項に規定する実習併用職業訓練をいいう。以下同じ。）の実施計画が青少年（厚生労働省令で定める者に限る。以下同じ。）の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であることの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができる。

第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置

（多様な職業能力開発の機会の確保）

第十四条の二 国及び都道府県は、労働者が多様な職業訓練を受けること等により職業能力の開発及び向上を図ることができるように、その機会の確保について、第十三条に定めるもののか、この節及び次節に定める措置を通じて、配慮するものとする。

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村

二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

三 事業主団体

四 職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体

五 職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体

六 学識経験者
七 その他関係機関が必要と認める者

2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行るものとする。

3 協議会の事務に従事する者は、又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
4 前三项に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（事業主等に対する助成等）

4 協議会の事務に従事する者は、正當な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
4 前三项に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（事業主等に対する助成等）

4 事業主等の他の関係者に対する援助）
4 事業主等の他の労働者に対する援助）

4 事業主等の他の労働者に対する援助）

4 事業主等の他の労働者に対する援助）

4 事業主等の他の労働者に対する援助）

4 事業主等の他の労働者に対する援助）

3 国は、事業主等及び労働者に対する第一項第2号から第四号までに掲げる援助を適切かつ効果的に行うため必要な施設の設置等特別の措置を講ずることができる。

4 第一項及び第二項の規定により国及び都道府県が事業主等及び労働者に対して援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

（国及び都道府県の行う職業訓練等）
4 第一項及び第二項の規定により国及び都道府県が事業主等及び労働者に対して援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

（国及び都道府県の行う職業訓練等）
4 第一項及び第二項の規定により国及び都道府県が事業主等及び労働者に対して援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行うものとする。

5 第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓練及び労働省令で定める要件を参考して条例で規定する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練及び職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他の労働者が第十五条の七第一項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするため、労働者の職業生活設計によつて講めに事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行ふように努めなければならない。
4 第十条の三第一項一号のキャリアコンサルティングに関する講習の実施

5 第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即めに事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行ふように努めなければならない。
4 第十条の三第一項一号のキャリアコンサルティングに関する講習の実施

5 第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即めに事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行ふように努めなければならない。
4 第十条の三第一項一号のキャリアコンサルティングに関する講習の実施

5 第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即めに事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行ふように努めなければならない。

5 第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即めに事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行ふように努めなければならない。

5 第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即めに事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行ふように努めなければならない。

5 第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即めに事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行ふように努めなければならない。

（職務経歴等記録書の普及）
4 第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即めに事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行ふように努めなければならない。

5 第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即めに事業主の講ずる措置に関し、次の援助を行ふように努めなければならない。

6 第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。
7 委託を受けて職業訓練の一部を行うこと。
8 前各号に掲げるもののほか、第十五条の七八）前各号に掲げるもの（以下「啓発の機会」）を提供すること。
9 第三項に規定する公共職業能力開発施設を使用させる等の便益を提供すること。

6 第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。
7 委託を受けて職業訓練の一部を行うこと。
8 前各号に掲げるもの（以下「啓発の機会」）を提供すること。
9 第三項に規定する公共職業能力開発施設を使用させる等の便益を提供すること。

<p>ら第八号までに掲げる援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>国及び都道府県（第十六条第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が職業能力開発短期大学校、職業能力開発学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校（次項及び第十六条第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。）を設置する場合には、当該指定都市を、市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。（以下この項において同号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）内において行うほか、国においては職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を、都道府県における厚生労働省令で定める要件を参考して条例で定める職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによって行うことができる。</p> <p>公共職業能力開発施設は、第一項各号に規定する職業訓練及び第二項に規定する援助（指定都市が設置する職業能力開発短期大学校等及び市町村が設置する職業能力開発校に係るものとが可能である。開発途上にある海外の地域において事業を行ふ者に当該地域において雇用されている者の訓練を担当する者になるとする者又は現に当該訓練を担当している者に対して、必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練を行うこと。</p> <p>前号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に関し必要な業務で厚生労働省令で定めるものを行ふこと。</p> <p>（職業訓練の実施に関する計画）</p> <p>第十五条の八 国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項たゞ上に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。</p>	<p>ければならない。</p> <p>（公共職業能力開発施設）</p> <p>第十六条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発学校、職業能力開発促進センター（公共職業能力開発施設）は、職業能力開発校を設置する。</p> <p>前項に定めるものほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。</p> <p>公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。</p> <p>前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定めた。</p>
<p>2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たり、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。</p> <p>（公共職業能力開発施設）</p> <p>第十七条 公共職業能力開発施設でないもの（第二十五条の規定により設置される施設を除く。）は、その名称中に職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校という文字を用いてはならない。</p> <p>（名称使用の制限）</p> <p>第十八条 国、都道府県及び市町村による配慮（国、都道府県及び市町村による配慮）</p> <p>第十九条 公共職業能力開発施設のうち、厚生労働省令で定める基準を標準として定めた厚生労働省令で定める基準を参照するものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。</p> <p>公共職業能力開発施設の長は、職業訓練に關し高い識見を有する者でなければならない。</p>	<p>（教材）</p> <p>国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。</p> <p>公共職業能力開発施設の長は、職業訓練に關し高い識見を有する者でなければならない。</p>
<p>第三章 職業訓練の実施</p> <p>第二十条 公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するよう努めなければならない。</p> <p>第二十一条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練（長期間の訓練課程のものに限る。）を受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査（以下この条において「技能照査」という。）を行わなければならない。</p> <p>第二十二条 技能照査の基準その他技能照査の実施に関する事項は、厚生労働省令で定める。（修了証書）</p> <p>第二十三条 必要な事項は、厚生労働省令で定める。（修了証書）</p> <p>第二十四条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、厚生労働省令で定めたところにより、修了証書を交付しなければならない。</p> <p>第二十五条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者に対する措置（職業訓練を受けた者に対する措置）</p>	<p>（教材）</p> <p>都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たっては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定める厚生労働省令で定める基準を参照するものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。</p> <p>前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定めた。</p>
<p>第二十六条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける求職者に対し、労働者の雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に關する法律の規定に基づき、手当を支給することができる。</p> <p>公</p> <p>第二十七条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける求職者に就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>公</p> <p>第二十八条 都道府県知事による職業訓練の認定（都道府県知事による職業訓練の認定）</p> <p>第二十九条 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が勞働基準法第七十条の規定に基づく厚生労働省令又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令の適用を受けるべきものであるときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県労働局長の意見を聴くものとする。</p> <p>都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該</p>	<p>練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他他の厚生労働省令で定める事項に關し厚生労働省令で定める基準（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準）に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。</p> <p>國及び都道府県は、公共職業訓練のうち、職業能力開発校及び職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。）並びに障害者職業能力開発校を設置する。</p> <p>前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定めた。</p>

認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができない能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(事業主等の設置する職業訓練施設)

認定職業訓練を行う事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、職業訓練施設として職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発促進センターを設置することができる。

(事業主等の協力)

認定職業訓練を行う事業主等は、そのための施設を他の事業主等の行う職業訓練のための事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練の事業者に対する職業訓練を行うように努めるものとする。

(準用)

第二十六条の二 第二十条から第二十二条までの規定は、認定職業訓練について準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは、「認定職業訓練を行う事業主等」と読み替えるものとする。

第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等

(実施計画の認定)

第二十六条の三 実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画(以下この節において「実施計画」という)を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

実施計画には、実習併用職業訓練に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 対象者

二 期間及び内容

三 職業能力の評価の方法

四 訓練を担当する者

五 その他厚生労働省令で定める事項

厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

(実施計画の変更等)

第二十六条の四 前条第三項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)は、当該

一定に係る実施計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

厚生労働大臣は、前条第三項の認定に係る実施計画(前項の規定による変更の認定があつたとき)は、その変更後のもの。以下この節において「認定実施計画」という。)が、同条第三項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は認定事業主が認定実施計画に従つて実習併用職業訓練を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第二十六条の五 認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練(以下「認定実習併用職業訓練」という。)を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(委託募集の特例等)

第二十六条の六 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(認定事業主に限る。以下同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして認定実習併用職業訓練を担当する者(以下「訓練担当者」という。)の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の訓練担当者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

第一項の承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の訓練担当者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二号の相談及び援助を行うものとして、当該中小事業主に対し、雇用情報

がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項

第二号の相談及び援助を行うものとして、當該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(委託募集の特例等)

第二十六条の七 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報

及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつこれに基づき当該募集の内容又は方法について報告を求めることができる。

第二号の相談及び援助を行うことにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

厚生労働大臣は、同号の承認を取り消すことができる。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項

第二号の相談及び援助を行うものとして、當該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(委託募集の特例等)

第二十六条の八 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(認定事業主に限る。以下同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして認定実習併用職業訓練を担当する者(以下「訓練担当者」という。)の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の訓練担当者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

第一項の承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の訓練担当者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二号の相談及び援助を行うものとして、當該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(委託募集の特例等)

事業主を直接又は間接の構成員とするものは、「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「職業能力開発促進法第二十六条の六第四項の規定による届出をして同条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対して、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第二十六条の九 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報

及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

厚生労働大臣は、同号の承認を取り消すことができる。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項

第二号の相談及び援助を行うことにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

厚生労働大臣は、同号の承認を取り消すことができる。

中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「職業能力開発促進法第二十六条の六第四項の規定による届出をして同条第一項に規定する訓練担当者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対して、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第二十六条の九 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして訓練担当者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報

及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

厚生労働大臣は、同号の承認を取り消すことができる。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項

第二号の相談及び援助を行うことにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

厚生労働大臣は、同号の承認を取り消すことができる。

各号に規定する職業訓練」とあり、及び同条第四項中「第一項各号に規定する職業訓練」とあるのは、「第二十七條第一項に規定する業務」と、第二十一條第一項及び第二十二條中「公共職業能力開発施設」とあるのは、「職業能力開発総合大学校」と、第二十三條第三項及び第四項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは、「指導員訓練(第二十七條第一項に規定する指導員訓練をいう。)又は職業訓練を受ける」と読み替えるものとする。

(指導員訓練の基準等)

第七節 職業訓練指導員等

第二十七條の二 指導員訓練の訓練課程の区分及び訓練課程ごとの教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準については、厚生労働省令で定める。

2 第二十二条及び二十四條第一項から第三項までの規定は、指導員訓練について準用する。この場合において、第二十二条中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは、「職業能力開発総合大学校の長及び第二十七條の二第二項において準用する第二十四条第一項の認定に係る第二十七条第一項に規定する指導員訓練を行う事業主等」と、第二十四条第一項及び第三項中「第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)における職業訓練指導員免許」

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかるわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。
 一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を行なうことができない者として厚生労働省令で定めるものとされる者
 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

(職業訓練指導員免許の取消し)

第二十九條 都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号に該当するに至つたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員としてふさわしくない非行があつたときは、当該職業訓練指導員免許を取扱いを停止する。

(職業訓練指導員試験)

第三十条 職業訓練指導員試験は、厚生労働大臣が毎年定める職業訓練指導員試験に関する計画に従い、都道府県知事が行う。

2 前項の職業訓練指導員試験(以下「職業訓練指導員試験」という。)は、実技試験及び学科試験によつて行なう。

3 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

2 第四十四条第一項の技能検定に合格した者は、厚生労働省令で定める実務の経験を有する者である者

3 第三十一条の三 キヤリアコンサルタントは、キヤリアコンサルタントの名称を用いて、キヤリアコンサルティングを行なうことを業とする。(キヤリアコンサルタント試験)

2 厚生労働大臣が行う。

3 第三十一条の四 キヤリアコンサルタント試験は、次に定める事項による。

2 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、職業訓練指導員試験を受けることができる。

3 第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

4 第二十八条第三号に掲げる者の範囲は、厚生労働省令で定める。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、第一項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

6 第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けなければならない。

(職業訓練指導員資格の特例)

2 第三十一条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者は、厚生労働省令で定める職務に有する者と同等以上の能力を有すると認められると認められる者として厚生労働省令で定める。

3 職業訓練指導員の業務に關して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定める。

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

5 第三十一条の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)に、キヤリアコンサルタント試験の実施に関する業務(以下「資格試験業務」という。)を行わせることができる。

6 第三十一条の六 厚生労働大臣は、前条第二項の規定により登録の申請を行う者(以下この条及び次条において「申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十一条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 申請者の役員のうちに第一号に該当する者がある者

4 申請者の役員のうちに第三十条の十二第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

5 第三十一条の七 厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

6 第三十一条の八 一 次に掲げる科目について試験を行うこと。
 イ この法律その他関係法令に関する科目
 ロ キヤリアコンサルティングの理論に関する科目

- ハ キャリアコンサルティングの実務に関する科目
- 二 その他厚生労働省令で定める科目
- 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。
- イ 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又は社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又は
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 三 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
- イ 資格試験業務に関する規程（試験に関する秘密の保持に関することを含む。以下「試験業務規程」という。）に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。
- ロ 債務超過の状態にないこと。
- 四 債務超過の状態にないこと。
- イ に掲げるもののほか、資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令で定めるもの

2 第三十条の五第一項の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第三十条の五第二項各号に掲げる事項（登録事項等の変更の届出）

第三十条の八 登録試験機関は、前条第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 登録試験機関は、役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（試験業務規程）

第三十条の九 登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、資格試験業務の実施方

法、試験に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業

務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適当と

なつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（資格試験業務の休廃止）

（登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、資格試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

- 第十二条の十一 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第一百五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならぬ。

- （キャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内に、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならぬ。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲り受けの請求
- 二 前号の書面の原本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は譲り受けの請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- （解任命令）
- 第十二条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは試験業務規程による命令に違反したことによる請求又は前条の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第三十条の十、第三十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 第三十条の九第三項、第三十条の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

- （帳簿の記載）
- 第三十条の十六 登録試験機関は、帳簿を備え、資格試験業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- （報告等）
- 第三十条の十七 厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、登録試験機関に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- （秘密保持義務等）
- 第三十条の十三 登録試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、資格試験業務に関する限り得た秘密を漏らしてはならない。
- （公私に從事する職員とみなす）
- （適合命令等）
- 第三十条の十四 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関し監督上必要な命令をするとができる。

- （公示）
- 第三十条の十五 厚生労働大臣は、次に掲げる場合に、その旨を官報に公示しなければならない。
- 2 第三十条の五第一項の登録をしたとき。
- 3 第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。
- 4 第三十条の十五の規定により登録を取り消したとき。
- （登録の取消し等）
- 第三十条の十六 厚生労働大臣は、次に掲げる場合に、その旨を官報に公示しなければならない。
- 2 第三十条の五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。
- 3 第三十条の十の許可をしたとき。
- 4 第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。
- （登録の停止）
- 第三十条の十七 厚生労働大臣は、当該登録試験機関が第三十条の六各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ぜざることができる。
- 一 不正の手段により第三十条の五第一項の登録を受けたとき。
- 二 第三十条の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。

- 四 第三十条の二十二第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
- 3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。
- 4 前項の更新に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。キャリアコンサルタント登録証（キャリアコンサルタント登録証）
- 第三十条の二十** 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録をしたときは、申請者に前条第一項に規定する事項を記載したキャリアコンサルタント登録証（次条第二項において「登録証」という。）を交付する。（登録事項の変更の届出等）
- 第三十条の二十一** キャリアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。（登録の取消し等）
- 2** キャリアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 第三十条の二十二** 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。
- 2** 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。（登録の消除）
- 第三十条の二十三** 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。（指定登録機関の指定）
- 第三十条の二十四** 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定登録機関」といふ。）に、キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。
- 2** 前項の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3** 指定登録機関が登録事務を行なう場合における第三十条の十九第一項、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条の規定の適用につれては、「第三十条の二十五各号」と、「第三十条の五第一項」とある。

- いては、「第三十条の十九第一項中「厚生労働省に」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」とする。
- 第三十条の二十五** 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
- 第三十条の二十六** 第三十条の五第三項、第三十条の六、第三十条の八第二項、第三十条の九、第三十条の十、第三十条の十二第二項及び第三十条の十三から第三十条の十八まで（第三十条の十五第二項第五号及び第三十条の十八第二号を除く。）の規定は、第三十条の二十四第一項の規定で、第三十条の二十四第二項の規定で、第三十条の八第二項中「第一項」とあるのは、「第三十条の二十四第二項」とあるのは、「第三十条の二十四第二項」とある。
- この場合において、第三十条の五第三項中「第一項」とあるのは、「第三十条の二十四第一項」と、第三十条の六中「前条第二項」とあるのは、「第三十条の二十四第二項」と、第三十条の八第二項中「役員又は試験委員」とあるのは、「役員」と、第三十条の九第一項中「試験業務規程」とあるのは、「登録事務に関する規程（以下「登録事務規程」といふ。）」と、同条第二項中「試験業務規程」とあるのは、「登録事務」とあるのは、「登録事務規程」と、「実施方法、試験に関する料金」とあるのは、「実施方法」と、「試験業務規程」とあるのは、「実施方法規程」と、「同条第三項中「試験業務規程」とあるのは、「登録事務規程」と、「試験の」とあるのは、「登録事務の」と、「第三十条の十二第一項中「役員又は試験委員」とあるのは、「役員」と、「試験業務規程」とあるのは、「登録事務規程」と、「第三十条の七第一項各号」とあるのは、「第三十条の二十五各号」と、「第三十条の五第一項」とあるのは、「職員」と、「第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは、「第三十条の二十九第一項、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条の規定の適用につれては、「第三十条の二十九第一項」と、「第三十条の五第一項」とあるのは、「第三十条の五第一項」とある。

- 二 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- 第三十条の二十七** キャリアコンサルタントは、その業務に關してはならない。
- 第三十条の二十八** キャリアコンサルタントは、その業務に關してはならない。
- 第三十条の二十九** この節に定めるもののか、キャリアコンサルタント試験、キャリアコンサルタントの登録その他のこの節の規定の施行に關係する事項は、厚生労働省令で定める。（厚生労働省令への委任）
- 第四章 職業訓練法人**
- 第三十一条** 認定職業訓練を行なう社団又は財團は、この法律の規定により職業訓練法人とすることができる。（人格等）
- 第三十二条** 職業訓練法人は、法人とする。
- 2** 職業訓練法人でないものは、その名称中に職業訓練法人という文字を用いてはならない。（業務）
- 第三十三条** 職業訓練法人は、認定職業訓練を行なうほか、次の業務の全部又は一部を行うことができる。
- 一 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと。
- 二 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に關し必要な業務を行うこと。
- 第三十四条** 職業訓練法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。（登記）

- 二 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- 第三十五条** 職業訓練法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、設立することができない。
- 2** 職業訓練法人は、社団であるものにあつては定款で、財團であるものにあつては寄附行為で、次の事項を定めなければならない。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 認定職業訓練のための施設を設置する場所には、その位置及び名称
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項
- 六 社団である職業訓練法人にあつては、会計に関する事項
- 七 役員に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 解散に関する事項
- 十 定款又は寄附行為の変更に関する事項
- 十一 公告の方
- 12 職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。
- 13 職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。
- 14 財團である職業訓練法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は役員に関する事項を定めないで死亡したときは、都道府県知事は、利害關係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。
- 15 この章に定めるもののか、職業訓練法人の設立の認可の申請に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。（設立の認可）
- 第三十六条** 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。
- 一 当該申請に係る社団又は財團の定款又は寄附行為の内容が法令に違反するとき。
- 二 当該申請に係る社団又は財團がその業務を行なうために必要な経営的基盤を欠く等當該業務を的確に遂行することができる能力を有しないと認められるとき。

(成立の時期等)
第三十七条 職業訓練法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成り立する。

2 職業訓練法人は、成立の日から二週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。(財産目録及び社員名簿)

第三十七条の二 職業訓練法人は、毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、特に事業年度を設けるものは、成立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 社団である職業訓練法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。(理事)

第三十七条の三 職業訓練法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、職業訓練法人の事務は、理事の過半数で決する。(職業訓練法人の代表)

第三十七条の四 理事は、職業訓練法人のすべての事務について、職業訓練法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団である職業訓練法人にあつては総会の決議に従わなければならぬ。

(理事の代表権の制限)

第三十七条の五 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対する抗議ができない。

(理事の代理行為の委任)

第三十七条の六 理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。(仮理事)

第三十七条の七 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は利害関係人の請求により又は職權で、仮理事を選任しなければならない。(利益相反行為)

第三十七条の八 職業訓練法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有する(總会の決議事項)

しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職權で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事) 第二十七条の九 職業訓練法人には、定款、寄附行為又は總会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。(監事の職務)

第二十七条の十 職業訓練法人の財産の状況を監査すること。(監事の職務)

第三十七条の十一 職業訓練法人には、定款、寄附行為又は總会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。(監事の職務)

第三十七条の十二 職業訓練法人の財産の状況を監査すること。(監事の職務)

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、總会又は都道府県知事に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、總会を招集すること。(監事の兼職の禁止)

第三十八条 職業訓練法人に監事を置いた場合には、監事は、職業訓練法人の理事又は職員を兼ねてはならない。(通常總会)

第三十八条の二 社団である職業訓練法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員の通常總会を開かなければならぬ。(臨時總会)

第三十八条の三 社団である職業訓練法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時總会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から總会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時總会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。(總会の招集)

第三十八条の四 總会の招集の通知は、その總会の日より少なくとも五日前に、その總会の目的の決議

2 前項第二号に掲げる理由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十八条の五 社団である職業訓練法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを受け、すべて總会の決議によつて行う。(總会の決議事項)

第三十八条の六 總会においては、第三十八条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項につ

いてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。代理人を選任しなければならない。

(社員の表決権) 第三十八条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 總会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすことができる。

人によつて表決をすことができる。(表決権のない場合)

第三十八条の八 社団である職業訓練法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

3 表決権を有しない。(定款又は寄附行為の変更)

第三十九条 定款又は寄附行為の変更(第三十五条第二項第四号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十六条の規定は、前項の認可について準用する。

2 職業訓練法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六条の規定は、前項の認可について準用する。

2 職業訓練法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六条の二 職業訓練法人の業務は、都道府県知事の監督に属する。

2 都道府県知事は、職權で、いつでも職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査することができる。(職業訓練法人の業務の監督)

第三十六条の三 社団である職業訓練法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時總会を招集することができる。

2 総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。(總会の招集)

第三十六条の四 總会の招集の通知は、その總会の日より少なくとも五日前に、その總会の目的の決議

2 前項第二号に掲げる理由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十六条の五 社団である職業訓練法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを受け、すべて總会の決議によつて行う。(總会の決議事項)

第三十六条の六 總会においては、第三十六条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項につ

とができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。代理人を選任しなければならない。

(職業訓練法人についての破産手続の開始) 第四十一条の二 職業訓練法人がその債務につきそばににより職業訓練法人が解散したときは、清算人は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる理由により職業訓練法人が解散したときは、清算人は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（裁判所による清算人の選任） 第四十一条の二 解散した職業訓練法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

2 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不當であると認められる場合においてその改善を期待すること

1 正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行わないとき。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（設立の認可の取消し） 第四十一条の二 都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の職業訓練法人の能力） 第四十一条の二 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不當であると認められる場合においてその改善を期待すること

1 正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行わないとき。

2 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不當であると認められる場合においてその改善を期待すること

（清算人の解任） 第四十一条の五 重要な事由があるときは、裁判所による清算人の選任

（清算人の解任） 第四十一条の五 重要な事由があるときは、裁判所による清算人の選任

(清算人の届出)
第四十一条の六 清算中に就職した清算人は、そ
の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なけれ
ばならない。

(清算人の職務及び権限)
第四十一条の七 清算人の職務は、次のとおりと
する。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うため
に必要な一切の行為をすることができる。
(債権の申出の催告等)

第四十一条の八 清算人は、その就職の日から二
ヶ月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債
権者に対し、一定の期間内にその債権の申出を
すべき旨の催告をしなければならない。この場
合において、その期間は、二月を下ることがで
きない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出
をしないときは清算から除斥されるべき旨を付
記しなければならない。ただし、清算人は、知
っている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にそ
の申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。
(期間経過後の債権の申出)

第四十一条の九 前条第一項の期間の経過後に申
出をした債権者は、職業訓練法人の債務が完済
された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡され
ていない財産に対してのみ、請求をすることが
できる。

(清算中の職業訓練法人についての破産手続の
開始)

第四十一条の十 清算中に職業訓練法人の財産が
その債務を完済するのに足りないことが明らか
になつたときは、清算人は、直ちに破産手続開
始の申立てをし、その旨を公告しなければなら
ない。

2 清算人は、清算中の職業訓練法人が破産手続
開始の決定を受けた場合において、破産管財人
にその事務を引き継いだときは、その任務を終
了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の職業
訓練法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰
属すべき者に引き渡したものがあるときは、破
産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載して
する。

(残余財産の帰属)

第四十二条 解散した職業訓練法人の残余財產
は、定款又は寄附行為で定めるところにより、
その帰属すべき者に帰属する。この場合におい
て、社団である職業訓練法人に係る出資者に帰
属すべき残余財産の額は、当該出資者の出資額
を限度とする。

2 社団である職業訓練法人の残余財産のうち、
前項の規定により処分されないものは、清算人
が総社員の同意を得、かつ、都道府県知事の認
可を受けて定めた者に帰属させる。

3 財團である職業訓練法人の残余財産のうち、
第一項の規定により処分されないものは、清算
人が都道府県知事の認可を受けて、他の職業訓
練の事業を行う者に帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない残余財產
は、都道府県に帰属する。
(裁判所による監督)

(都道府県の執行機関による厚生労働大臣の事
務の処理)

第四十二条の九 厚生労働大臣は、政令で定める
ところにより、職業訓練法人に対する監督上の
命令又は設立の認可の取消しについて、都道府
県の執行機関に対し指示をすることができる。

2 第二項の規定により処分されない残余財產
は、都道府県に帰属する。

3 厚生労働大臣は、技能検定試験に係る試験問
題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験
の実施に関する技術的指導その他技能検定試験
に関する業務の一部を中央職業能力開発協会に
行わせることができる。

4 都道府県知事は、技能検定試験の実施その他
技能検定試験に関する業務の一部を都道府県職
業能力開発協会に行わせることができる。

5 第二節 技能検定

第六章 職業能力検定

第三節 第一節 技能検定

第六章 第二節 技能検定

第六章 第三節 技能検定

第六章 第四節 技能検定

第六章 第五節 技能検定

第六章 第六節 技能検定

第六章 第七節 技能検定

第六章 第八節 技能検定

第六章 第九節 技能検定

第六章 第十節 技能検定

第六章 第十一節 技能検定

第六章 第十二節 技能検定

第六章 第十三節 技能検定

第六章 第十四節 技能検定

第六章 第十五節 技能検定

所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければ
ならない。

三 前二号に掲げる者に準ずる者で、厚生労働
省令で定めるもの

(技能検定の実施)

第四十二条の八 裁判所は、職業訓練法人の清算
の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選
任することができる。

2 第四十一条の五及び第四十二条の六の規定
は、前項の規定により裁判所が検査役を選任し
た場合について準用する。この場合において、
同条中「清算人及び監事」とあるのは、「職業
訓練法人及び検査役」と読み替えるものとす
る。

3 都道府県知事は、前項に規定する計画に従
い、第四十四条第三項の実技試験及び学科試験
実施計画を定め、これを関係者に周知させなけ
ればならない。

4 第二項の規定により処分されない残余財產
は、前項の規定により裁判所が検査役を選任し
た場合について準用する。この場合において、
同条中「清算人及び監事」とあるのは、「職業
訓練法人及び検査役」と読み替えるものとす
る。

5 第二節 技能検定

第六章 第一節 技能検定

第六章 第二節 技能検定

第六章 第三節 技能検定

第六章 第四節 技能検定

第六章 第五節 技能検定

第六章 第六節 技能検定

第六章 第七節 技能検定

第六章 第八節 技能検定

第六章 第九節 技能検定

第六章 第十節 技能検定

第六章 第十一節 技能検定

第六章 第十二節 技能検定

第六章 第十三節 技能検定

第六章 第十四節 技能検定

第六章 第十五節 技能検定

第六章 第十六節 技能検定

第六章 第十七節 技能検定

第六章 第十八節 技能検定

二 厚生労働省令で定める実務の経験を有す
る者

三 前二号に掲げる者に準ずる者で、厚生労働
省令で定めるもの

(技能検定の実施)

第四十二条の九 削除

(検査役の選任)

第四十二条の八 裁判所は、職業訓練法人の清算
の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選
任することができる。

2 第四十一条の五及び第四十二条の六の規定
は、前項の規定により裁判所が検査役を選任し
た場合について準用する。この場合において、
同条中「清算人及び監事」とあるのは、「職業
訓練法人及び検査役」と読み替えるものとす
る。

3 都道府県知事は、前項に規定する計画に従
い、第四十四条第三項の実技試験及び学科試験
実施計画を定め、これを関係者に周知させなけ
ればならない。

4 第二節 技能検定

第六章 第一節 技能検定

第六章 第二節 技能検定

第六章 第三節 技能検定

第六章 第四節 技能検定

第六章 第五節 技能検定

第六章 第六節 技能検定

第六章 第七節 技能検定

第六章 第八節 技能検定

第六章 第九節 技能検定

第六章 第十節 技能検定

第六章 第十一節 技能検定

第六章 第十二節 技能検定

第六章 第十三節 技能検定

第六章 第十四節 技能検定

第六章 第十五節 技能検定

第六章 第十六節 技能検定

第六章 第十七節 技能検定

所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければ
ならない。

三 前二号に掲げる者に準ずる者で、厚生労働
省令で定めるもの

(技能検定の実施)

第四十二条の九 削除

(検査役の選任)

第四十二条の八 裁判所は、職業訓練法人の清算
の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選
任することができる。

2 第四十一条の五及び第四十二条の六の規定
は、前項の規定により裁判所が検査役を選任し
た場合について準用する。この場合において、
同条中「清算人及び監事」とあるのは、「職業
訓練法人及び検査役」と読み替えるものとす
る。

3 都道府県知事は、前項に規定する計画に従
い、第四十四条第三項の実技試験及び学科試験
実施計画を定め、これを関係者に周知させなけ
ればならない。

4 第二節 技能検定

第六章 第一節 技能検定

第六章 第二節 技能検定

第六章 第三節 技能検定

第六章 第四節 技能検定

第六章 第五節 技能検定

第六章 第六節 技能検定

第六章 第七節 技能検定

第六章 第八節 技能検定

第六章 第九節 技能検定

第六章 第十節 技能検定

第六章 第十一節 技能検定

第六章 第十二節 技能検定

第六章 第十三節 技能検定

第六章 第十四節 技能検定

第六章 第十五節 技能検定

第六章 第十六節 技能検定

第六章 第十七節 技能検定

いは、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて技能検定試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 不正な手段により第一項の規定による指定を受けたとき。

（報告等）

第四十八条 厚生労働大臣は、必要があると認めるとときは、指定試験機関に対してその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（合格証書）

第四十九条 技能検定に合格した者には、厚生労働省令で定めるところにより、合格証書を交付する。

（合格者の名称）

第五十条 技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。

2 技能検定に合格した者は、前項の規定により技能士と称するときは、その合格した技能検定に係る職種及び等級（当該技能検定が等級に区分しないで行われたものである場合にあつては、職種）を表示してするものとし、合格していない技能検定に係る職種又は等級を表示してはならない。

3 厚生労働大臣は、技能士が前項の規定に違反して合格していない技能検定の職種又は等級を表示した場合には、二年以内の期間を定めて技能士の名称の使用の停止を命ずることができるものとし、技能士でない者は、技能士という名称を用いてはならない。

4 技能士でない者は、技能士という名称を用いてはならない。

第二節 條款

（職業能力検定に関する基準の整備）

第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検定（技能検定を除く。以下この条において同じ。）

の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第五十一条 この章に定めるものほか、職業能力検定に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 職業能力開発協会

第一節 中央職業能力開発協会

（中央協会の目的）

第五十二条 中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）は、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図ることともに、国及び都道府県と密接な連携の下に第五条第一項に規定する職業能力の開発（第五十五条第一項において単に「職業能力の開発」といいう。）の促進を図ることを目的とする。

（人格等）

第五十三条 中央協会は、法人とする。

2 中央協会でないものは、その名称中に中央職業能力開発協会という文字を用いてはならない。

（数）

第五十四条 中央協会は、全国を通じて一個とする。

（業務）

第五十五条 中央協会は、第五十二条の目的を達成するため、次の業務を行ふものとする。

一 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他の職業能力の開発に関する業務についての指導

及び連絡を行うこと。

二 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修を行うこと。

三 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。

四 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行うこと。

五 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力をを行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開發の促進に関する業務を行うこと。

（会員の資格）

第五十六条 中央協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一 都道府県職業能力開発協会

二 職業訓練及び職業能力検定の推進のための活動を行ふ全国的な団体

三 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

（加入）

第五十七条 都道府県職業能力開発協会は、すべて中央協会の会員となる。

2 中央協会は、前条第二号又は第三号に掲げるものが中央協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

（会員費）

第五十八条 中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会員費を徴収することができる。（発起人）

第五十九条 中央協会を設立するには、五以上の都道府県職業能力開発協会が発起人となることを要する。

（創立総会）

第六十条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに会議の開催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

（定款の承認）

第六十一条 発起人は、創立総会の議決によらなければならぬ。創立総会の議事は、会員の資格を有するものとし、その創立総会の開催日までに発起人に対しても出席して、その出席者の議決権の三分の二以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で、その創立総会の開催日までに発起人に対し上での多数で決する。

（設立の認可）

第六十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び厚生労働省令で定める事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

（定款）

第六十三条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所の所在地

四 業務に関する事項

五 会員の資格に関する事項

六 会議に関する事項

七 役員に関する事項

八 参与に関する事項

九 中央技能検定委員に関する事項

十 会計に関する事項

十一 会費に関する事項

十二 事業年度

十三 解散に関する事項

十四 定款の変更に関する事項

十五 公告の方

十六 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

十七 公告の方法

十八 取扱いの方法

十九 内を置く。

二十 中央協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

二十一 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

二十二 理事長は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

二十三 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

二十四 理事長は、中央協会を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

二十五 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

二十六 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査する。

二十七 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

二十八 監事は、会長、理事長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。

二十九 役員の任命及び任期

三十 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

三十一 前項の規定による役員の選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

三十二 前項の規定による役員の選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

三十三 会長及び理事長の任期は、四年以内において定款で定める期間とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

三十四 ただし、設立当時の会長及び理事長の任期

<p>は、二年以内において創立総会で定める期間とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める期間とする。</p> <p>4 役員は、再任されることができる。</p> <p>(代表権の制限) 中央協会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。</p> <p>(参与) 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。</p> <p>2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。</p> <p>3 参与は、職業訓練又は職業能力検定に関し学識経験のある者のうちから、会長が委嘱する。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、参与に關し必要な事項は、定款で定める。</p> <p>(中央技能検定委員) 中央協会は、第五十五条第二項の規定により技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成に関する業務その他技能検定試験の実施に係る技術的な事項に関する業務を行なう場合には、中央技能検定委員に行わせなければならない。</p> <p>2 中央協会は、中央技能検定委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。</p> <p>(決算関係書類の提出及び備付け等) 第六十八条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(以下「決算関係書類」といいう)を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。</p> <p>3 前項の監事の意見書について、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p>
<p>(総会)</p> <p>2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>3 次の事項は、総会の議決を経なければならぬ。</p> <p>4 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>2 会員の除名</p> <p>3 会員の除名</p> <p>4 会員の除名</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項</p> <p>2 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。</p> <p>(解散)</p> <p>2 総会の議決は、次の理由によつて解散する。</p> <p>1 総会の議決</p> <p>2 破産手続開始の決定</p> <p>3 設立の認可の取消し</p> <p>2 前項第一号に掲げる理由による解散は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>(清算人)</p> <p>2 前項第一号に掲げる理由による解散は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 理由による解散の場合には総会において選任されるときは、同様に立入検査の権限は、犯罪の身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪の身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>(報告等)</p> <p>2 前項第三号に掲げる理由による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。</p> <p>2 厚生労働大臣は、中央協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認めるとときは、中央協会に対して、これを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合には、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。</p> <p>1 業務の全部又は一部の停止を命ずること。</p> <p>2 設立の認可を取り消すこと。</p> <p>(中央協会に対する助成)</p> <p>2 国は、中央協会に対して、その業務に關し必要な助成を行うことができる。</p> <p>(中央協会の役員等の秘密保持義務等)</p> <p>2 中央協会の役員若しくは職員(中央技能検定委員を含む)又はこれらの職にあつた者は、第五十五条第二項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。</p> <p>2 第五十五条第二項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に從事する中央協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。</p>
<p>(決算関係書類の提出)</p> <p>2 中央協会は、前項の規定により決算関係書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 中央協会は、前項の規定により決算関係書類を厚生労働大臣に提出するときは、当該事業年度の決算関係書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。</p> <p>2 都道府県協会は、定款で定めることを要しない。</p> <p>2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会(財産の処分等)</p> <p>2 清算人は、財産処分の方針を定め、前項の監事の意見書について、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。</p> <p>(準用)</p> <p>3 前項に規定する团体がない場合には、当該残余財産は、国に帰属する。</p>
<p>第十七条 第七十二条 清算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任されるときは、同様に立入検査の権限は、犯罪の身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>2 中央協会の役員等の秘密保持義務等)</p> <p>2 国は、中央協会に対して、その業務に關し必要な助成を行うことができる。</p> <p>(中央協会の役員等の秘密保持義務等)</p> <p>2 中央協会の役員若しくは職員(中央技能検定委員を含む)又はこれらの職にあつた者は、第五十五条第二項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。</p> <p>2 第五十五条第二項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に從事する中央協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。</p> <p>2 都道府県協会は、第七十九条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。</p> <p>1 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他の職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。</p> <p>2 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項について事業主、労働者等に対し、相談に応じ、並びに必要な指導及び援助を行うこと。</p> <p>3 事業主、労働者等に対して、技能労働者に関する情報の提供等を行うこと。</p>

十八条の三第二項、第三十八条の四及び第三十条の六から第三十八条の八まで並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は中央協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七から第四十一条の十まで及び第四十二条の二から第四十二条の八までの規定は中央協会の解散及び清算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十七条第二項、第三十七条の七及び第四十二条の三中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十条の四中「前条」とあるのは「第七十一条」の二、第四十二条の二第三項中「職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第四項中「前項に規定する都道府県知事は、同項」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第三項中「職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第四項中「前項に規定する都道府県知事は、同項」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第四項中「前項」と読み替えるものとする。

第二節 都道府県職業能力開発協会

都道府県協会の目的)

第七十九条 都道府県職業能力開発協会(以下「都道府県協会」という)は、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県の区域内において、当該都道府県と密接な連携の下に第五条第一項に規定する職業能力の開発(以下単に「職業能力の開発」という)の促進を図ることを目的とする。

(人格等)

第八十条 都道府県協会は、法人とする。

2 都道府県協会でないものは、その名称中に都道府県名を冠した職業能力開発協会という文字を用いてはならない。

(業務)

2 都道府県協会は、第七十九条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

1 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他の職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。

2 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項について事業主、労働者等に対し、相談に応じ、並びに必要な指導及び援助を行うこと。

3 事業主、労働者等に対して、技能労働者に関する情報の提供等を行うこと。

- 四 事業主等の行う職業訓練でその地区内において行われるものに従事する者の研修を行うこと。
- 五 その地区内における職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。
- 六 その地区内における職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行うこと。
- 七 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力でその地区内において行われるものについての相談その他の援助を行うこと。
- 八 前各号に掲げるものほか、その地区内における職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行うこと。
- 九 都道府県協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第四十六条第四項の規定による技能検定試験に関する業務を行うものとする。
- （会員の資格等）
- 第十条 都道府県協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。
- 一 都道府県協会の地区内に事務所を有する事業主等で、職業訓練又は職業能力検定を行うもの。
- 二 都道府県協会の地区内において職業訓練又は職業能力検定の推進のための活動を行うもの。
- 三 前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの。
- 都道府県協会は、前項各号に掲げるものが都道府県協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付けてはならない。
- （発起人）
- 第八十五条 都道府県協会を設立するには、その会員にならうとする五以上のものが発起人となることを要する。
- （役員等）
- 第八十六条 都道府県協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。
- （都道府県技能検定委員）
- 第八十七条 都道府県協会は、第八十二条第二項の規定により技能検定試験の実施に関する業務を行ふに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一

- を行ふ場合には、当該業務のうち技能の程度の評価に係る事項その他の技術的な事項については、都道府県技能検定委員に行わせなければならぬ。都道府県技能検定委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
- （都道府県協会に対する助成）
- 第八十八条 都道府県は、前項に規定する助成を行ふ都道府県に對して、これに要する経費について補助することができる。
- （国等の援助）
- 第八十九条 都道府県は、公共職業能力開発施設その他の適当な施設を都道府県協会に使用させる等の便益を提供するよう努めなければならない。（都道府県協会の役員等の秘密保持義務等）
- （都道府県技能検定委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、第八十二条第二項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- （準用等）
- 第九十条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第三十七条の七、第三十八条の三、第二項、第三十八条の四、第三十八条の六から第三十八条の八まで、第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条、第六十四条（理事長に係る部分を除く。）、第六項及び第八項（理事長に係る部分を除く。）、第六十四条（理事長に係る部分を除く。）、第六十五条（理事長に係る部分を除く。）、第六十六条第二項から第四項まで、第六十七条、第六十八条、第六十九条並びに第七十三条から第七十五条まで並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一

- 条の四、第四十二条の五、第四十二条の七から第十四条の二まで、第四十二条の二から第十二条の八まで、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条の規定は都道府県協会の解散及び清算について、それぞれ適用する。この場合において、第四十二条の四中「前条」とあるのは「第九十条第一項において準用する第七十二条」と、第六十二条、第六十二条第二項、第六十三条と、第六十二条第二項、第七十二条第二項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項及び第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中の「国」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。
- （職業訓練施設の経費の負担）
- 第九十一条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が設置する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費の一部を負担する。
- （交付金）
- 第九十二条 第二項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に従事する都道府県協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- （都道府県に置く審議会等）
- 第九十三条 厚生労働大臣は、第一項において準用する第七十五条に規定する場合において、都道府県協会に対しても、これを是正すべきことを勧告するよう指示することができる。
- （都道府県の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認めるとときは、都道府県協会に対し、都道府県協会に対しても、これを是正すべきことを勧告するよう指示することができる。
- （第七章 雑則）
- 第九十四条 厚生労働大臣は、前項の規定による交付金の交付については、各都道府県の雇用労働者数及び求職者数（中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校を卒業して就職する者の数を含む。）を基礎とし、職業訓練を緊急に行うことの必要性その他各都道府県における前項に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の運営に要する経費の財源に充てるため、都道府県に對し、交付金を交付する。
- （職業訓練の機関に置くことのできる職業訓練等に準ずる訓練の実施）
- 第九十五条 国は、前条に定めるものほか、同条に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の運営に要する経費の財源に充てるため、都道府県に對し、交付金を交付する。
- （職業訓練の機関に置くことのできる職業訓練等に準ずる訓練の実施）
- 第九十六条 国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の七第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。
- （登録試験機関等がした処分等に係る審査請求）
- 第九十七条 第二項に規定する家内労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者
- （都道府県技能検定委員）
- 第八十八条 都道府県協会は、第八十二条第二項の規定により技能検定試験の実施に関する業務を行ふに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一

- 条の四、第四十二条の五、第四十二条の七から第十四条の二まで、第四十二条の二から第十二条の八まで、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条の規定は都道府県協会の解散及び清算について、第四十二条の四中「前条」とあるのは「第九十条第一項において準用する第七十二条」と、第六十二条、第六十二条第二項、第六十二条第一項、第七十二条第二項、第七十三条、第七十四条第一項及び第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中の「国」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。
- （職業訓練施設の経費の負担）
- 第九十四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が設置する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費の一部を負担する。
- （交付金）
- 第九十五条 国は、前条に定めるものほか、同条に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の運営に要する経費の財源に充てるため、都道府県に對し、交付金を交付する。
- （職業訓練の機関に置くことのできる職業訓練等に準ずる訓練の実施）
- 第九十六条 国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の七第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。
- （登録試験機関等がした処分等に係る審査請求）
- 第九十七条 第二項に規定する家内労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者
- （都道府県技能検定委員）
- 第八十八条 都道府県協会は、第八十二条第二項の規定により技能検定試験の実施に関する業務を行ふに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一

四 前二号に掲げる者以外の者で厚生労働省令で定めるもの（厚生労働大臣の助言及び勧告）

（厚生労働大臣の助言及び勧告）

第五十九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に對して、公共職業能力開発施設の設置及び運営、第十五条の二第一項及び第二項の規定による援助その他の職業能力の開発に関する事項について助言及び勧告をすることができる。

一 第三十三条又は第九十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
二 第三十四条第一項の規定に違反したとき。
三 第三十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
四 第三十七条の二第一項の規定に違反して、財産目録を備えて置かないとき。
五 第三十九条の二第二項又は第四十二条の二第二項の規定による都道府県知事又は裁判所の検査を妨げたとき。
六 第四十条の二第二項又は第四十一条の二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。
七 第四十一条の人第一項又は第四十二条の十第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
八 第四十二条第二項又は第三項の認可を受けないで残余財産を処分したとき。
九 財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
百 八条 第一百八条 第二十七条第四項、第三十一条第二項、第五十三条第二項又は第八十条第二項の規定に違反したもの(法人その他の団体であるときは、その代表者)は、十万円以下の過料に処する。
(施行期日) 附 則 抄

第一条 この法律(以下「新法」という。)は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、昭和四十五年四月一日から施行する。ただし、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、昭和四十五年四月一日から施行する。
第二条 職業訓練法(昭和三十三年法律第二百三十号)は、廃止する。
第三条 新法第十二条第一項の規定は、昭和四十五年四月以後に高等訓練課程の養成訓練を修了する者について適用する。
(公共職業訓練施設に関する経過措置)
第四条 附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法(以下「旧法」という。)第五条から第八条までの規定による一般職業訓練所、総合職業訓練所、職業訓練大학교又は身体障害者職業訓練所は、それぞれ新法第十五条から第十八条まで

第一条 この法律(以下「新法」という。)は、昭和三十三年法律第二百三十号(職業訓練法に関する経過措置)は、廃止する。
第二条 この法律は、公布の日から起算して六年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(政令への委任)
第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に記載する職業訓練法(以下「新法」といふ。)第十四条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第二条 この法律の施行の際現にその名称中に記載する職業訓練法(以下「新法」といふ。)第十六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第三条 この法律の施行の際現にその名称中に記載する職業訓練法(以下「新法」といふ。)第十七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第四条 この法律の施行の際現にその名称中に記載する職業訓練法(以下「新法」といふ。)第十八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第五条 この法律の施行の際現にその名称中に記載する職業訓練法(以下「新法」といふ。)第十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第六条 この法律の施行の際現にその名称中に記載する職業訓練法(以下「新法」といふ。)第二十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

算して一年を経過する日までの間において、総会の議決を経て、中央職業能力開発協会の発起人に對し、その一切の権利及び義務を中央職業能力開発協会が承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の議決については、旧法第五十六条第四項たゞし書（旧法第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による議決の例による。

3 中央職業能力開発協会の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、労働大臣に申請してその認可を受けなければならぬ。

4 前項の認可があつたときは、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の一切の権利及び義務は、中央職業能力開発協会の成立の時において中央職業能力開発協会に承継されるものとし、職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、旧法及び他の法令の規定中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5 前項の規定により職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第六条 法人に関する改正規定の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会は、旧法第五十七条第一項又は第七十八条第一項の規定にかかるわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧法第五十七条第一項第三号又は第七十八条第一項第三号に掲げる理由によつて解散した職業訓練法人中央会又は中央技能検定協会の解散及び清算の例によ

る。

前項の議決については、旧法第五十六条第四項たゞし書（旧法第九十四条において準用する場合を含む。）の規定による議決の例による。

3 附則第六条第三項から第五項まで及び前条の規定は、職業訓練法人連合会又は都道府県技能規

検定協会について準用する。この場合において、附則第六条第三項中「中央職業能力開発協会の発起人」とあるのは、「都道府県職業能力開発協会の発起人」とあるのは、「都道府県職業能力開発協会の設立に必要な行為をするもの」を含む。」と、「第一項」とあるのは、「附則第八条第一項」と、「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、同条第四項中「中央職業能力開発協会」とあるのは、「都道府県職業能力開発協会」と、前条中「一年」とあるのは、「二年」と、「第七十八条第一項」とあるのは、「第九十四条において準用する旧法第七十八条第一項」と、「第七十八条第一項第三号」とあるのは、「第九十四条において準用する旧法第七十八条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（政令への委任）
（罰則に関する経過措置）

第九条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第十一条

この法律の各改正規定の施行前（附則第

五条第一項に規定する職業訓練法人連合会及び

職業訓練法人中央会、中央技能検定協会並びに

都道府県技能検定協会について）は、同項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の同

条第二項に規定する失効前）にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（職業訓練計画に関する経過措置）

十二条

この法律の施行の際現に改正前の第五条

又は第六条の規定により策定されている職業訓

練基本計画又は都道府県職業訓練計画は、それ

ぞれ改正後の第五条又は第六条の規定により策

定された職業能力開発基本計画又は都道府県職

業能力開発計画とみなす。

（認定職業訓練に関する経過措置）

十三条

この法律の施行前に改正前の第二十四条

第一項の規定によりされた認定は、改正後の第

二十四条第一項の規定によりされた認定とみな

す。

（定款又は寄附行為の変更に関する経過措置）

十四条

この法律の施行前に改正後の第三十九条

第一項の労働省令で定める事項に係る定款又は

寄附行為の変更について行われた改正前の第三

十九条第一項の認可の申請は、改正後の第三

九条第三項の届出とみなす。

この法律の施行前に行われた前項に規定する

定款又は寄附行為の変更（同項に規定する申請

が行われたものを除く。）は、改正後の第三十

九条第三項の規定の適用について、この法律

の施行の日に行われたものとみなす。

（職業訓練審議会に関する経過措置）

第一条

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条

この法律の施行前にした行為及び前条の規定により從前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

七号

抄

昭和五六年四月二五日法律第二

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

は第九十七条の規定による中央職業能力開発審議会又は都道府県職業能力開発審議会とのとする。（職業訓練施設の経費の負担等に関する経過措置）

議会又は都道府県職業能力開発審議会の予算に係る交付金から適用し、昭和五十九年度以前の年度の予算に係る改正前の第九十条の規定に基づく負担金については、なお従前の例による。

第六条

改正後の第九十九条の規定は、昭和六十一年度の予算に係る改正前の第九十条の規定により從前の例による。

附則

七号

抄

昭和六一年一一月二六日法律第二

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 この法律の施行の際現に、前条の規定による改定前の職業能力開発促進法第十六条の規定により設置されている身体障害者の職業訓練校は、前条の規定による改定後の職業能力開発促進法第十五条第二項第四号の障害者職業訓練校は、それぞれ改定後の職業能力開発促進法第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(職業訓練校という文字を用いているものについては、前条の規定による改定後の職業能力開発促進法第十五条第二項第四号の障害者職業訓練校は、それぞれ改定後の職業能力開発促進法第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。)

(職業訓練校といふ文字を用いているものについては、前条の規定による改定後の職業能力開発促進法第十五条第二項第四号の障害者職業訓練校は、それぞれ改定後の職業能力開発促進法第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。)

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前にした行為(旧法第八十五条第一項第二号に違反する行為に該当するもので、附則第三条の規定によりこの法律の施行の時にその効力を失う旧法第十五条第一項の規定による命令に係るものを除く)及び附則第十二条の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年六月三日法律第六七号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(「第九十八条」を「第十九十七条の二」に改める部分に限る)、第十五条の次に四条、節名及び一条を加える改正規定中第十五条の次に四条を加える部分(第十一条の五に係る部分に限る)、第九十八条の前に一条を加える改正規定並びに第一百七条の第一号の改正規定並びに附則第四条の規定公布の日から起算して一月を経過した日(公共職業訓練施設に関する経過措置)

二 第百三条及び第一百四条の改正規定、第一百六十二条の改正規定、第一百七条の改正規定(「五万円」を「二十万円」に改める部分に限る)並びに第一百八条の改正規定(「公布の日から起算して一月を経過した日(公共職業訓練施設に関する経過措置)

第十六条第一項又は第二項の規定により国、都道府県又は市町村が設置している職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発センター又は障害者職業訓練校は、それぞれ改定後の職業能力開発促進法(以下「新法」という)第十五条第六項に掲げる職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進セントラル又は障害者職業能力開発校となるものとする。

六条第六項の規定による委託は、新法第十六条第四項の規定による委託とみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進セントラル、障害者職業能力開発校又は職業訓練等に準ずる訓練の実施に関する経過措置

(職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進セントラル又は障害者職業能力開発校又は職業能力開発大学校という文字を用いているものについては、新法第十七条又は第二十七条第四項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 附則第一条第一号に定める日からこの法律の施行の日(次項において「施行日」という)の前日までの間ににおける新法第九十七条の二の規定の適用については、「公共職業能力開発施設、職業能力開発施設、職業訓練大学校」とあるのは、(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定められる。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一号に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二二日法律第三八号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年六月二二日法律第三八号に定める日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四五号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法(以下「能開法」という)の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業團法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限り)並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(雇用保険法昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第二項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二(諭問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に對し行政手続法(平成五年法律第百三十九条)の施行の日から施行する。

(職業能力開発短期大学校に関する経過措置)

合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二二日法律第三八号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年六月二二日法律第三八号に定める日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四五号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法(以下「能開法」という)の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業團法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限り)並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定(雇用保険法昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第二項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二(諭問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に對し行政手續法(平成五年法律第百三十九条)の施行の日から施行する。

(職業能力開発短期大学校に関する経過措置)

第十六条 第一条中能開法第十五条の六第一項の改正規定の施行に第一条の規定による改正規

前職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という)第十六条第一項又は第二項の規定により国又は都道府県が設置している職業能力開発促進法(以下「新能開法」という)第十五条の六第一項第二号に掲げる職業能力開発短期大学校又は短期大学校は、政令で定めるところにより、第十三条中能開法第二十七条第三項の規定により国が設置している職業能力開発大学校は、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開法第二十七条规定の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

(職業能力開発大学校に関する経過措置)

第十七条 第一条中能開法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「新能開法」という)第二号に掲げる職業能力開発総合大学校となるものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十八条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行にその名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いているものについては、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開法第二十七条规定の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十九条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行にその名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いているものについては、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開法第二十七条规定の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行にその名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いているものについては、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開法第二十七条规定の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十一条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行にその名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いているものについては、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開法第二十七条规定の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十二条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行にその名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いているものについては、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開法第二十七条规定の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十三条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行にその名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いているものについては、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開法第二十七条规定の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十四条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行にその名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いているものについては、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開法第二十七条规定の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十五条 第一条中能開法第二十七条の改正規定の施行にその名称中に職業能力開発総合大学校という文字を用いているものについては、新能開法第二十七条第四項の規定は、第一条中能開法第二十七条规定の改正規定の施行後六月間は、適用しない。

<p>附 則 (平成一四年五月七日法律第三五)</p> <p>(施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年二月一三日法律第一六五号)</p> <p>(施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。 ただし、附則第六条(障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定)(第二十七条第三項)を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。(第七条、第八条、第九条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。)</p> <p>附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一七〇号)</p> <p>(施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十二条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇)</p> <p>(号) 抄</p> <p>第一条 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八一號)</p> <p>(号) 抄</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)</p> <p>(号) 抄</p> <p>第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p>
<p>第五条 第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項においては、「新職業能力開発促進法」という。)第十五条の六第一項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。</p> <p>第十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第十五条の六第三項の規定に基づく都道府県(新職業能力開発促進法第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。)の条例が制定施行されるまでの間は、新職業能力開発促進法第十五条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>2 第二条、第十条(構造改革特別区城法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十二条の五の六、第二十二条の五の五の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十九条から第三十三条まで、第三十四条の九、第二十四条の二十九条の二、第六十二条、第六十五条及び第七十条、第七十二条、第六十六条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第三十八条(構造改革特別区城法(平成十四年法律第八百一十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定</p> <p>(施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>2 第二条、第十条(構造改革特別区城法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十二条の五の六、第二十二条の五の五の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十九条から第三十三条まで、第三十四条の九、第二十四条の二十九条の二、第六十二条、第六十五条及び第七十条、第七十二条、第六十六条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第三十八条(構造改革特別区城法(平成十四年法律第八百一十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定</p> <p>(施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)</p> <p>(号) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項においては、「新職業能力開発促進法」という。)第十五条の六第一項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。</p> <p>第十五条の六第三項の規定に基づく都道府県(新職業能力開発促進法第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。)の条例が制定施行されるまでの間は、新職業能力開発促進法第十五条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>2 第二条、第十条(構造改革特別区城法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十二条の五の六、第二十二条の五の五の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十九条から第三十三条まで、第三十四条の九、第二十四条の二十九条の二、第六十二条、第六十五条及び第七十条、第七十二条、第六十六条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第三十八条(構造改革特別区城法(平成十四年法律第八百一十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定</p> <p>(施行期日) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項においては、「新職業能力開発促進法」という。)第十五条の六第一項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。</p> <p>第十五条の六第三項の規定に基づく都道府県(新職業能力開発促進法第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。)の条例が制定施行されるまでの間は、新職業能力開発促進法第十五条の六第三項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>第一条 この法律は、平成十六年二月一日法律第一五〇号)</p> <p>(号) 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、平成十六年二月一日法律第一五〇号)</p> <p>(号) 抄</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年二月一日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、平成十六年二月一日から施行する。</p>

附 則（令和元年六月一四日法律第三七）

(号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二节及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十五第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十九条、第一百九条、第一百二十一、第一百二十三、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定）公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において

同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

（罰則の適用については、なお従前の例による。）

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の員員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (施行期日) この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二章中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定

（公布の日）

第二略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第二号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（第四十八条）を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（二、第十一条、第六条及び第十条の規定附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（二、第十

一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第五条第一項」と「を削る部分を除く。」並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定

（政令への委任）

第二十九条 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（公布の日）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第二十九条 (施行期日) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（公布の日）